

# GRIガイドライン対照表

## GRIガイドライン対照表

国際標準に即したサステナビリティ報告に向けて、当社ではISO26000の中核主題およびGRI G3.1のサステナビリティレポーティングガイドラインを参照しています。

ISO26000規格の詳細については[www.iso.org](http://www.iso.org)をご参照ください。

また、GRIガイドラインの詳細については[www.globalreporting.org](http://www.globalreporting.org)をご参照ください。

報告状況 ○:全て △:一部 ×:未報告

▶ 企:企業情報ホームページ ▶ C:CSR・環境情報ホームページ

\*中核指標

(2013年8月時点)

項目	指標	報告状況	掲載場所
1.戦略および分析			
1.1	組織にとっての持続可能性の適合性とその戦略に関する組織の最高意思決定者(CEO、会長またはそれに相当する上級幹部)の声明	○	▶ 企:ごあいさつ ▶ C:トップメッセージ
1.2	主要な影響、リスクおよび機会に関する記述	○	▶ 企:CSR ▶ C:トップメッセージ ▶ C:富士重工業グループのCSR ▶ C:環境ビジョン

項目	指標	報告状況	掲載場所
2.組織のプロフィール			
2.1	組織の名称	○	▶ 企:会社概要
2.2	主要なブランド、製品およびサービス/またはサービス	○	▶ 企:理念・ブランド ▶ 企:事業案内
2.3	主要部署、事業会社、子会社、および共同事業などの組織の経営構造	○	▶ 企:事業所・関係会社
2.4	組織の本部所在地	○	▶ 企:会社概要
2.5	組織が事業展開している国の数および大規模な事業展開を行っている、あるいは報告書中に掲載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名	○	▶ 企:海外事業所 ▶ C:グローバルでの取り組み
2.6	所有形態の性質および法的形式	○	▶ 企:会社概要
2.7	参入市場(地理的内訳、参入セクター、顧客/受益者の種類を含む)	×	
2.8	以下の項目を含む報告組織の規模 <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員数・純売上高(民間組織について)あるいは純収入(公的組織について)</li> <li>負債および株主資本に区分した総資本(民間組織について)</li> <li>提供する製品またはサービスの量</li> </ul>	○	▶ 企:会社概要 ▶ 企:事業所・関係会社
2.9	以下の項目を含む、規模、構造または所有形態に関して報告期間中に生じた大幅な変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設のオープン、閉鎖および拡張などを含む所在地または運営の変更</li> <li>株式資本構造およびその資本形成における維持および変更業務(民間組織の場合)</li> </ul>	×	
2.10	報告期間中の受賞歴	○	▶ C:お客さま・商品 ▶ C:グローバルでの取り組み

項目	指標	報告状況	掲載場所
3.報告要素			
報告書のプロフィール			
3.1	提供される情報の報告期間(会計年度/暦年など)	○	▶ C: 編集方針
3.2	前回の報告書発行日	○	▶ C: 編集方針
3.3	報告サイクル(年次、半年ごとなど)	○	▶ C: 編集方針
3.4	報告書またはその内容に関する質問の窓口	○	▶ C: 編集方針
報告内容の範囲および報告組織の範囲			
3.5	以下を含め、報告書の内容を確定するためのプロセス <ul style="list-style-type: none"> <li>重要性の判断</li> <li>報告書内のテーマ優先順位付け</li> <li>組織が報告書の利用を期待するステークホルダーの特定</li> </ul>	○	▶ C: 編集方針
3.6	報告書のバウンダリー(国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤー(供給者)など)	○	▶ C: 編集方針
3.7	報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体的な制限事項を明記する	○	▶ C: 編集方針
3.8	共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている業務および時系列でのおよび/または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由	×	
3.9	報告書内の指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤	○	▶ C: 環境マネジメント
3.10	以前の報告書で掲載済みである情報を再度記載することの効果の説明、およびそのような再記述を行う理由(合併/買収、基本となる年/期間、事業の性質、測定方法の変更など)	×	
3.11	報告書に適用されているスコープ、バウンダリーまたは測定方法における前回の報告期間からの大幅な変更	×	
GRI報告内容インデックス			
3.12	報告書内の標準開示の所在場所を示す表	○	▶ C: ガイドライン対照表
保証			
3.13	報告書の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基盤を説明する。また、報告組織と保証の提供者との関係を説明する	×	

項目	指標	報告状況	掲載場所
4.ガバナンス、コミットメントおよび参画			
ガバナンス(統治)			
4.1	戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造(ガバナンスの構造)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企:コーポレート・ガバナンス</li> <li>▶ C:コーポレート・ガバナンス</li> </ul>
4.2	最高統治機関の長が執行役員を兼ねているかどうかを示す(兼ねている場合は、組織の経営におけるその役割と、このような人事になっている理由も示す)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企:役員一覧</li> <li>▶ 企:コーポレート・ガバナンス</li> <li>▶ C:コーポレート・ガバナンス</li> </ul>
4.3	単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび/または非執行メンバーの人数を明記する	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企:コーポレート・ガバナンス</li> <li>▶ C:コーポレート・ガバナンス</li> </ul>
4.4	株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企:コーポレート・ガバナンス</li> <li>▶ C:コーポレート・ガバナンス</li> </ul>
4.5	最高統治機関メンバー、上級管理職および執行役についての報酬(退任の取り決めを含む)と組織のパフォーマンス(社会的および環境的パフォーマンスを含む)との関係	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ AR:コーポレート・ガバナンス</li> <li>▶ 有報:コーポレート・ガバナンスの状況等</li> </ul>
4.6	最高統治機関が利益相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス	×	
4.7	最高統治機関およびその委員会メンバーの性別その他多様性を示す指標についての配慮を含む、構成、適性および専門性を決定するためのプロセス	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ AR:コーポレート・ガバナンス</li> <li>▶ 有報:コーポレート・ガバナンスの状況等</li> </ul>
4.8	経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション(使命)およびバリュー(価値)についての声明、行動規範および原則	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企:理念・ブランド</li> <li>▶ C:富士重工業グループのCSR</li> </ul>
4.9	組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会および国際的に合意された基準、行動規範および原則への支持または遵守を含む	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C:富士重工業グループのCSR</li> </ul>
4.10	最高統治機関のパフォーマンスを、特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス	×	
外部のイニシアチブに対するコミットメント			
4.11	組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうか、およびその方法はどのようなものかについての説明	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企:コーポレート・ガバナンス</li> <li>▶ C:安全なクルマづくり</li> <li>▶ C:環境ビジョン</li> </ul>
4.12	外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、原則あるいは組織が同意または受諾するその他のイニシアティブ	×	
4.13	組織が以下の項目に該当するような、(企業団体などの)団体および/または国内外の提言機関における会員資格 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統治機関内に役職を持っている</li> <li>・ プロジェクトまたは委員会に参加している</li> <li>・ 通常の会員資格の義務を越える実質的な資金提供を行っている</li> </ul>	×	

ステークホルダーの参画(ステークホルダー・エンゲージメント)			
4.14	組織に参画したステークホルダー・グループのリスト	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企: CSR</li> <li>▶ C: 富士重工業グループのCSR</li> </ul>
4.15	参画してもらうステークホルダーの特定および選定の基準	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企: CSR</li> <li>▶ C: 富士重工業グループのCSR</li> </ul>
4.16	種類ごとのおよびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C: お客さま満足度向上への取り組み</li> <li>▶ C: 労使コミュニケーション</li> <li>▶ C: 情報公開</li> </ul>
4.17	その報告を通じた場合も含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマおよび懸案事項と、それらに対して組織がどのように対応したか	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C: お客さま満足度向上への取り組み</li> </ul>

項目	指標	報告状況	掲載場所
5. マネジメント・アプローチとパフォーマンス指標			
経済			
マネジメントアプローチ			
	経済的パフォーマンス	×	
	方針	×	
	追加の背景状況情報	×	
経済パフォーマンス			
EC1.*	収入、事業コスト、従業員の給与、寄付およびその他のコミュニティへの投資、内部留保および資本提供者や政府に対する支払いなど、創出および分配した直接的な経済的価値	×	
EC2.*	気候変動による組織の活動に対する財務上の影響およびその他のリスクと機会	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C: 環境</li> <li>▶ C: 環境ビジョン</li> <li>▶ C: 環境マネジメント</li> </ul>
EC3.*	確定給付年金制度の組織負担の範囲	×	
EC4.*	政府から受けた高額な財務的支援	×	

市場での存在感			
EC5.*	主要事業拠点について、現地の最低賃金と比較した標準的新入社員賃金の比率の幅	×	
EC6.*	主要事業拠点での地元のサプライヤー(供給者)についての方針、業務慣行および支出の割合	○	▶ C: 調達
EC7.*	現地採用の手順、主要事業拠点で現地のコミュニティから上級管理職となった従業員の割合	×	
間接的な経済的影響			
EC8.*	商業活動、現物支給、または無料奉仕を通じて、主に公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスの展開図と影響	○	▶ C: 社会貢献
EC9.*	影響の程度など、著しい間接的な経済的影響の把握と記述	×	
環境			
マネジメントアプローチ			
	環境的パフォーマンスについてのマネジメント・アプローチ	○	▶ C: 環境 ▶ C: 環境ビジョン ▶ C: 環境コミュニケーション
	環境的パフォーマンスについての目標		
	環境的側面についての方針		
	組織の責任		
	研修および意識向上		
	監視およびフォローアップ		
	追加の背景状況情報		
原材料			
EN1*	使用原材料の重量または量	○	▶ C: 工場・オフィスの取り組み
EN2*	リサイクル由来の使用原材料の割合	○	▶ C: 工場・オフィスの取り組み

エネルギー			
EN3*	一次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量	○	▶ C:工場・オフィスの取り組み
EN4*	一次エネルギー源ごとの間接的エネルギー消費量	○	▶ C:環境に配慮したクルマ
EN5	省エネルギーおよび効率改善によって節約されたエネルギー量	○	▶ C:環境に配慮したクルマ ▶ C:工場・オフィスの取り組み ▶ C:物流の取り組み ▶ C:販売の取り組み ▶ C:グローバルでの取り組み
EN6	エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための率先取り組み、およびこれらの率先取り組みの結果としてのエネルギー必要量の削減量	○	▶ C:環境に配慮したクルマ ▶ C:工場・オフィスの取り組み
EN7	間接的エネルギー消費量削減のための率的取り組みと達成された削減量	○	▶ C:環境に配慮したクルマ
水			
EN8*	水源からの総取水量	○	▶ C:環境データ
EN9	取水により著しい影響を受ける水源	×	
EN10	水のリサイクルおよび再利用量が総使用水量に占める割合	×	
生物多様性			
EN11*	保護地域内あるいはそれに隣接した場所および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域に所有、賃借、または管理している土地の所在地および面積	△	▶ C:環境マネジメント
EN12*	保護地域および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響の説明	△	▶ C:環境マネジメント
EN13	保護または復元されている生息地	△	▶ C:環境マネジメント
EN14	生物多様性への影響を管理するための戦略、現在の措置および今後の計画	○	▶ C:環境マネジメント
EN15	事業によって影響を受ける地区内の生息地域に生息するIUCN(国際自然保護連合)のレッドリスト種(絶滅危惧種)および国の絶滅危惧種リストの数。絶滅危険性のレベルごとに分類する	×	

放出物、排出物および廃棄物			
EN16*	重量で表記する直接および間接的な温室効果ガス	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C: 環境に配慮したクルマ</li> <li>▶ C: 物流の取り組み</li> <li>▶ C: グローバルでの取り組み</li> <li>▶ C: 環境データ</li> </ul>
EN17*	重量で表記するその他の関連ある間接的な温室効果ガス排出量	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C: 環境データ</li> </ul>
EN18	温室効果ガスを削減するための率優先的取り組み、および達成された削減量	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C: 環境に配慮したクルマ</li> <li>▶ C: 工場・オフィスの取り組み</li> <li>▶ C: 物流の取り組み</li> <li>▶ C: グローバルでの取り組み</li> <li>▶ C: 環境データ</li> </ul>
EN19*	重量で表記するオゾン層破壊物質の排出量	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 商品情報関連: 自動車リサイクル法について</li> </ul>
EN20*	種類別および重量で表記するNOx、SOxおよびその他の著しい影響を及ぼす排気物質	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C: 環境に配慮したクルマ</li> <li>▶ C: 環境データ</li> </ul>
EN21*	水質および放出先ごとの総排水量	×	
EN22*	種類および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C: 工場・オフィスの取り組み</li> <li>▶ C: 環境データ</li> </ul>
EN23*	著しい影響を及ぼす漏出の総件数および漏出量	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C: 環境マネジメント</li> </ul>
EN24	バーゼル条約付属文書 I、II、IIIおよびVIIIの下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入、輸出、あるいは処理の重量、および国際輸送された廃棄物の割合	×	
EN25	報告組織の排水および流出液により著しい影響を受ける水界の場所、それに関連する生息地の規模、保護状況、および生物多様性の価値を特定する	×	
製品とサービス			
EN26*	製品およびサービスの環境影響を緩和する率優先的取り組みと影響削減の程度	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C: 環境</li> <li>▶ C: 環境ビジョン</li> <li>▶ C: 環境に配慮したクルマ</li> <li>▶ C: 自動車リサイクル</li> </ul>
EN27*	カテゴリー別の再生利用される販売製品およびその梱包材の割合	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C: 物流の取り組み</li> </ul>
法令遵守			
EN28*	環境規制への違反に対する相当な罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C: 環境マネジメント</li> </ul>
輸送			
EN29	組織の業務に使用される製品、その他物品、原材料の輸送および従業員の移動からもたらされる著しい環境影響	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C: 物流の取り組み</li> </ul>
その他全般			
EN30	種類別の環境保護目的の総支出および投資	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C: 環境マネジメント</li> </ul>



社会			
労働			
マネジメントアプローチ			
	労働側面のパフォーマンスについての目標	×	
	労働側面についての方針	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C:人材育成の取り組み</li> <li>▶ C:ワークライフバランスの取り組み</li> <li>▶ C:ダイバーシティの取り組み</li> <li>▶ C:労働安全衛生</li> <li>▶ C:健康づくり</li> <li>▶ C:労使コミュニケーション</li> </ul>
	組織の責任	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C:人材育成の取り組み</li> <li>▶ C:ワークライフバランスの取り組み</li> <li>▶ C:ダイバーシティの取り組み</li> <li>▶ C:労働安全衛生</li> <li>▶ C:健康づくり</li> <li>▶ C:労使コミュニケーション</li> </ul>
	研修および意識向上	○	▶ C:人材育成の取り組み
	監視およびフォローアップ	○	▶ C:労働安全衛生
	追加の背景状況情報	×	
雇用			
LA1*	性別ごとの雇用の種類、雇用契約および地域別の総労働力	△	▶ C:ダイバーシティの取り組み
LA2*	新規従業員の総雇用数および雇用率、従業員の総離職数および離職率の年齢、性別および地域による内訳	△	▶ C:ダイバーシティの取り組み
LA3	主要事業拠点についての、主要な業務ごとの派遣社員またはアルバイト従業員には提供されないが、正社員には提供される福利	×	
LA15*	性別ごとの育児休暇後の復職および定着率	×	
労働/労使関係			
LA4*	団体交渉協定の対象となる従業員の割合	×	
LA5*	労働協約に定められているかどうかも含め、著しい業務変更に関する最低通知期間	×	
労働安全衛生			
LA6	労働安全衛生プログラムについての監視および助言を行う、公式の労使合同安全衛生委員会の対象となる総従業員の割合	×	
LA7*	地域別および性別ごとの、傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割合および業務上の総死亡者数	×	
LA8*	深刻な疾病に関して、労働者、その家族またはコミュニティのメンバーを支援するために設けられている教育、研修、カウンセリング、予防および危機管理プログラム	○	▶ C:健康づくり
LA9	労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛生のテーマ	×	

教育研修			
LA10*	従業員カテゴリー別の、従業員あたりの年間平均研修時間	×	
LA11	従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了計画を支援する技能管理および生涯学習のためのプログラム	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C:人材育成の取り組み</li> <li>▶ C:ダイバーシティの取り組み</li> </ul>
LA12	定常的にパフォーマンスおよびキャリア開発のレビューを受けている従業員の割合	×	
多様性と機会			
LA13*	性別、年齢、マイノリティーグループおよびその他の多様性の指標に従った、統治体(経営管理職)の構成およびカテゴリー別の従業員の内訳	○	▶ C:ダイバーシティの取り組み
女性・男性の平等報酬			
LA14*	従業員のカテゴリー別の、基本給与の男女比	×	
人権			
マネジメントアプローチ			
	人権側面のパフォーマンスについての目標	○	▶ C:調達
	人権側面についての方針	×	
	組織の責任	×	
	研修および意識向上	×	
	監視およびフォローアップ	×	
	追加の背景状況情報	×	
投資および調達慣行			
HR1*	人権への関心に関連する条項を含む、あるいは人権についての適正審査を受けた重大な投資協定および契約の割合とその総数	×	
HR2*	人権に関する適正審査を受けたサプライヤー(供給者)および請負業者およびその他のビジネス・パートナーの割合と取られた措置	×	
HR3*	研修を受けた従業員の割合を含め、業務に関連する人権的側面に関わる方針および手順に関する従業員研修の総時間	×	

差別対策			
HR4*	差別事例の総件数と取られた矯正措置	×	
組合結成と団体交渉の自由			
HR5*	結社の自由および団体交渉の権利行使が侵害されるか、もしくは著しいリスクにさらされるかもしれないと判断された業務および主なサプライヤー（供給者）と、それらの権利を支援するための措置	×	
児童労働			
HR6*	児童労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務および主なサプライヤー（供給者）と、児童労働の効果的廃絶に貢献するための対策	×	
強制・義務労働			
HR7*	強制労働の事例に関して侵害されるか、もしくは著しいリスクがあると判断された業務および主なサプライヤー（供給者）と、あらゆる形態の強制労働の防止に貢献するための対策	×	
保安慣行			
HR8	業務に関連する人権の側面に関する組織の方針もしくは手順の研修を受けた保安要員の割合	×	
先住民の権利			
HR9	先住民の権利に関係する違反事例の総件数と取られた措置	×	
評価			
HR10*	人権の調査および／もしくは影響の評価を必要とする業務の比率と総数	×	
改善			
HR11*	人権に関する苦情申し立ての数および、正式な苦情対応システムを通じて対処・解決された苦情の数	×	
社会			
マネジメントアプローチ			
	社会側面のパフォーマンスについての目標	○	▶ C: 富士重工業グループのCSR ▶ C: 社会貢献
	社会側面についての方針	○	▶ C: 富士重工業グループのCSR ▶ C: 社会貢献
	組織の責任	○	▶ C: 富士重工業グループのCSR
	研修および意識向上	×	
	監視およびフォローアップ	×	
	追加の背景状況情報	×	

コミュニティ			
SO1*	地域コミュニティとの取り決め、影響評価、開発計画などの履行をともなう事業(所)の比率	×	
SO9*	地域コミュニティに及ぼす可能性の高い、または実際に及ぼしているネガティブな影響のある事業(所)	×	
SO10*	地域コミュニティにネガティブな影響を及ぼす可能性の高い、または実際に及ぼしている事業(所)で実施されている防止策や軽減策	×	
不正行為			
SO2*	不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数	×	
SO3*	組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合	×	
SO4*	不正行為事例に対応して取られた措置	×	
公共政策			
SO5*	公共政策の位置づけおよび公共政策立案への参加およびロビー活動	×	
SO6	政党、政治家および関連機関への国別の献金および現物での寄付の総額	×	
競争抑止的な行為			
SO7	反競争的な行動、反トラストおよび独占的慣行に関する法的措置の事例の総件数とその結果	×	
法令遵守			
SO8*	法規制の違反に対する相当の罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数	×	
製品責任			
マネジメントアプローチ			
	製品責任側面のパフォーマンスについての目標	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C: 富士重工業グループのCSR</li> <li>▶ C: 品質マネジメント</li> </ul>
	製品責任側面についての方針	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C: 富士重工業グループのCSR</li> <li>▶ C: 品質マネジメント</li> </ul>
	組織の責任	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C: 品質マネジメント</li> <li>▶ C: 安全なクルマづくり</li> </ul>
	研修および意識向上	○	▶ C: お客さま満足度向上への取り組み
	監視およびフォローアップ	○	▶ C: お客さま満足度向上への取り組み
	追加の背景状況情報	○	▶ C: 福祉車両への取り組み

顧客の安全衛生			
PR1*	製品およびサービスの安全衛生の影響について、改善のために評価が行われているライフサイクルのステージ、ならびにそのような手順の対象となる主要な製品およびサービスのカテゴリーの割合	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C:お客さま満足度向上への取り組み</li> <li>▶ C:品質マネジメント</li> <li>▶ C:安全なクルマづくり</li> </ul>
PR2	製品およびサービスの安全衛生面の影響に関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C:品質マネジメント</li> <li>▶ 企:リコール・改善対策・その他の情報</li> </ul>
製品とサービスのラベリング			
PR3	各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類と、このような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ C:お客さま満足度向上への取り組み</li> <li>▶ C:品質マネジメント</li> <li>▶ C:安全なクルマづくり</li> </ul>
PR4	製品およびサービスの情報、ならびにラベリングに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	×	
PR5	顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行	○	▶ C:お客さま満足度向上への取り組み
マーケティング・コミュニケーション			
PR6*	広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準および自主規範の遵守のためのプログラム	×	
PR7	広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	×	
プライバシーの尊重			
PR8	顧客のプライバシー侵害および顧客データの紛失に関する正当な根拠のあるクレームの総件数	×	
遵守			
PR9*	製品およびサービスの提供、および使用に関する法規の違反に対する相当の罰金の金額	×	

# ISO26000対照表

## ISO26000対照表

国際標準に即したサステナビリティ報告に向けて、当社ではISO26000の中核主題およびGRI G3.1のサステナビリティレポートガイドラインを参照しています。

ISO26000規格の詳細については[www.iso.org](http://www.iso.org)をご参照ください。  
また、GRIガイドラインの詳細については[www.globalreporting.org](http://www.globalreporting.org)をご参照ください。

中核主題	課題	関連項目
組織統治	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.組織統治の概説</li> <li>2.組織統治と社会的責任</li> <li>3.意志決定の過程及び構造</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 富士重工業グループのCSR</li> <li>▶ コンプライアンス</li> <li>▶ コーポレート・ガバナンス</li> </ul>
人権	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.デューディリジェンス</li> <li>2.人権に関する危機的状況</li> <li>3.加担の回避</li> <li>4.苦情解決</li> <li>5.差別及び社会的弱者</li> <li>6.市民的及び政治的権利</li> <li>7.経済的、社会的及び文化的権利</li> <li>8.労働における基本的原則及び権利</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ダイバーシティの取り組み</li> <li>▶ 調達</li> <li>▶ 福祉車両への取り組み</li> <li>▶ ワークライフバランスの取り組み</li> </ul>
労働慣行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.雇用および雇用関係</li> <li>2.労働条件及び社会的保障</li> <li>3.社会対話</li> <li>4.労働における安全衛生</li> <li>5.職場における人材育成および訓練</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人材育成の取り組み</li> <li>▶ ワークライフバランスの取り組み</li> <li>▶ ダイバーシティの取り組み</li> <li>▶ 労働安全衛生</li> <li>▶ 労使コミュニケーション</li> </ul>
環境	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.汚染防止</li> <li>2.持続可能な資源の利用</li> <li>3.気候変動の緩和及び気候変動への適応</li> <li>4.環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 環境</li> <li>▶ 環境ビジョン</li> <li>▶ 環境マネジメント</li> <li>▶ 環境に配慮したクルマ</li> <li>▶ 工場・オフィスの取り組み</li> <li>▶ 物流の取り組み</li> <li>▶ 販売の取り組み</li> <li>▶ 自動車リサイクル</li> <li>▶ 環境コミュニケーション</li> <li>▶ グローバルでの取り組み</li> <li>▶ 環境データ</li> </ul>
公正な事業慣行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.汚職防止</li> <li>2.責任ある政治的関与</li> <li>3.公正な競争</li> <li>4.バリューチェーンにおける社会的責任の推進</li> <li>5.財産権の尊重</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コンプライアンス</li> <li>▶ 調達</li> </ul>
消費者課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.公正なマーケティング、事実に基づいた偏りのない情報、及び公正な契約慣行</li> <li>2.消費者の安全衛生の保護</li> <li>3.持続可能な消費</li> <li>4.消費者に対するサービス、支援、並びに苦情及び紛争の解決</li> <li>5.消費者データ保護及びプライバシー</li> <li>6.必要不可欠なサービスへのアクセス</li> <li>7.教育及び意識向上</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ お客さま満足度向上の取り組み</li> <li>▶ 品質マネジメント</li> <li>▶ 安全なクルマづくり</li> <li>▶ 情報公開</li> <li>▶ 環境に配慮したクルマ</li> <li>▶ 福祉車両への取り組み</li> </ul>

コミュニティへの 参画及びコミュニ ティの発展	1.コミュニティへの参画 2.教育及び文化 3.雇用創出及び技能開発 4.技術の開発及び技術へのアクセス 5.富及び所得の創出 6.健康 7.社会的投資	▶ 社会貢献 ▶ 環境コミュニケーション
-------------------------------	--	-------------------------